

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

CISTEC

2010.04.

( 1 / 3 )

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7)暗号装置又はその部分品	判定欄	注釈	記入欄
[省令]第8条	輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール 若しくは集積回路であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (次のへからカまでのいずれか又は 第3条第十九号ハ(二)2又は第10条第五号イ に該当するものを除く。)又はこれらの部分品 (暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)	[ ]	除外 →3条、 10条	
イ	デジタル方式の暗号処理技術(アナログ方式の暗号処理 をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含 む。)を用い、認証又はデジタル署名のため以外の暗号機能 を有するように設計したものであつて、 次のいずれかに該当するもの	[ ]		
	(一) 対称アルゴリズムを用いたものであつて、 アルゴリズムの鍵の長さが56ビットを超えるもの	[ ]		数値 ( )
	(二) 非対称アルゴリズムを用いたものであつて、 アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性 に基づくもの	[ ]		
	1 512ビットを超える整数の素因数分解	[ ]		数値 ( )
	2 有限体上の乗法群における512ビットを超える 離散対数の計算	[ ]		数値 ( )
	3 2に規定するもの以外の群における112ビット を超える離散対数の計算	[ ]		数値 ( )
ロ	暗号解析を行うように設計したもの	[ ]		
ハ	スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピ ングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技 術を用いるように設計したもの(二に該当するものを除く。)	[ ]	→二	
ニ	次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術 のためのチャンネル符号、スクランブル符号 又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を 用いるように設計したもの	[ ]		
	(一) 帯域幅が500メガヘルツを超えるもの	[ ]		数値 ( )
	(二) 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が 20パーセント以上のもの	[ ]		数値 ( )
ホ	量子暗号を用いるように設計したもの	[ ]		
ヘ	暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダライタ であつて、次のいずれかに該当するもの	( )	除外	
	(一) スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの	( )	→ト~カ	
	1 トからカまでのいずれかに該当する装置に限定さ れて使用するものであつて、他の用途のために プログラムの書き換えを行うことができないもの	( )		
	2 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 により特定個人を識別することができるもの(他の 情報と容易に照合させることができ、それにより特 定の個人を識別することができることとなるものを 含む。)をいう。以下同じ。)に係る情報が記録さ れ、又は記録されるように設計したものであつて、 次の一から三までのすべてに該当するもの	( )		
	一 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録され た個人情報の保護のためにのみ使用するもの	( )		
	二 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、 又は当該スマートカードに記録された個人情報 に係る情報の認証のためにのみ使用するもの	( )		
	三 当該スマートカードを使用する者が当該スマー トカードの有する暗号機能を変更することができ ないもの	( )		
	(二) リーダライタであつて、専ら(一)に該当する スマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み 取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報 を記録するように設計したもの(電気通信回線を通じ て読み取り、又は記録するものを含む。)	( )	→(一)	

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

CISTEC

2010.04.

( 2 / 3 )

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9 - (7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条	輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール 若しくは集積回路であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (次のヘからカまでのいずれか又は 第3条第十九号ハ(二)2又は第10条第五号イ に該当するものを除く。)又はこれらの部分品 (暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)			
ト	ラジオ放送又は特定加入者用放送(テレビジョン放送に あつては、有線テレビジョン放送を含む。)の受信装置であ つて、復号化機能のみ又は加入者から放送事業者(テレビ ジョン放送事業者にあつては、有線テレビジョン放送事業 者を含む。)への課金情報若しくは番組関連情報を送信する ための暗号化機能のみを有するもの	( )	除外	
チ	使用者によつて暗号機能の変更ができない装置であつて、 暗号機能として次のいずれかに該当する1又は2以上のもの のみを有するように設計したもの	( )		
	(一) コピー防止されたプログラムを実行するための機能	( )		
	(二) コピー防止された読み出し専用媒体上のデジタルコ ンテンツにアクセスをするための機能	( )		
	(三) 同一内容で公衆に販売される媒体上に暗号化して記 憶されたデジタルコンテンツにアクセスするための機 能	( )		
	(四) 著作権が保護された音声又は映像データの複製を 管理する機能	( )		
	(五) 半導体デバイス又は集積回路の設計用のライブラリ、 設計属性又は設計関連データを保護する暗号化、復号化 又は暗号復号化機能	( )		
リ	暗号装置であつて、銀行業務又は決済に使用するよう 設計したもの	( )		
ヌ	民生用の携帯用電話機端末(携帯回線網用の電話その他 の無線回線網用の電話をいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。) 又は移動用電話機端末(専ら自動車その他の移動体 において使用するよう設計したものをいう。以下ヲ及びワ において同じ。)であつて、次の(一)及び(二)に該当 するもの	( )		
	(一) 他の電話機端末その他の装置(無線アクセスネット ワーク装置を除く。)に暗号化されたデータを直接 送信することができないもの	( )		
	(二) 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置 その他の無線アクセスネットワーク装置 を経由して暗号化されたデータを伝達することが できないもの	( )		
ル	コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコード レス電話装置であつて、コードレス電話機端末と家庭内基地 局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最 長実効距離が400メートル未満のもの	( )		数値 ( )
ヲ	民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末であつて、 次の(一)から(三)までのすべてに該当するものうち、 特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの (暗号機能を変更していないものに限る。)	( )		
	(一) 既に公開又は市販されている暗号標準(無断の複製を 防止するためのものであつて、公開されていない ものを含む。)に準拠したもの	( )		
	(二) 暗号機能が使用者によつて変更できないもの	( )		
	(三) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要 であるように設計されているもの	( )		

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

CISTEC

2010.04.

( 3 / 3 )

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7)暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条	輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール 若しくは集積回路であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (次のヘからカまでのいずれか又は 第3条第十九号ハ(二)2又は第10条第五号イ に該当するものを除く。)又はこれらの部分品 (暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)			
ワ	ラ(一)から(三)までのすべてに該当する民生用の 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の 機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を 有する装置であつて、 次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの (一)当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機能 を変更することができないもの (二)当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の 供給者又は販売店の技術支援が不要であるように 設計されているもの (三)携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は これらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号 機能を変更することができないもの	( )	除外	
カ	無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置で あつて、公開され、又は市販されている暗号標準を用いる もののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信 を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に 限定されているもの	( )		数値 ( )
		判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)		該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [ ] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ ]		
会社名	_____	[ ]		
所属・役職	_____	[ ]		
(フリガナ) 氏名	_____ 印	[ ]		
電話	_____			